

## 令和5年度 南区ふれあい助成金(トモニー助成金)について

新型コロナウイルス感染症へのトモニー助成金の考え方について、令和5年度より次のとおり変更となりますので、ご案内させていただきます。

### 令和5年度

①助成区分の回数や人数の条件を満たしていない場合は**原則返還対象**となります。コロナ禍の中で行える活動や新しい生活様式を取り入れた活動について実現可能な範囲での申請をお願いいたします。

②年度内に助成条件が満たせず、**実績報告の際に「自主財源が20%以下」、「前年度繰越金が25%以上」**になった場合は、**従来の返還の考え方**に沿って、返還を求めます。

③申請事業の活動がコロナ禍において継続できなくなった場合、活動の目的や趣旨に変更のない範囲で、区分内での変更は可能ですが、必ず事前にご相談ください。活動内容を変更する場合、助成金額の変更はありません。決定した助成金額の範囲内での活動をお願いいたします。

### (参考)令和4年度の考え方

①助成区分の回数や人数の条件を満たしていない場合も返還対象とはいたしません。

ただし、コロナ禍の中で行える活動や新しい生活様式を取り入れた活動について実現可能な範囲での申請をお願いいたします。

②年度内に助成条件が満たせず、実績報告の際に「自主財源が 20%以下」、「前年度繰越金が25%以上」になった場合も返還対象といたしません。ただし、ふれあい助成金を使い切れなかった場合は、返還となります。返還につきましては、助成金額との差額返還となります。

③申請事業の活動がコロナ禍において継続できなくなった場合、活動の目的や趣旨に変更のない範囲で、区分内での変更は可能ですが、必ず事前にご相談ください。活動内容を変更する場合、助成金額の変更はありません。決定した助成金額の範囲内での活動をお願いいたします。